

協議事項要旨

1 協議事項

- (1) まえばしWindプラン2014第四次後期計画の総括
- (2) 第5次男女共同参画基本計画への位置づけ
- (3) まえばしWindプラン第5次基本計画の体系（案）

2 送付資料

- (1) 協議事項要旨
- (2) 資料
 - ① まえばしWindプラン2014第四次後期計画の総括【資料1-1】
 - ② 第四次後期計画の総括と第5次基本計画への位置づけ【資料1-2】
 - ③ まえばしWindプラン2014第四次後期計画の体系一覧【資料2-1】
 - ④ 体系の変更（案）【資料2-2】
 - ⑤ まえばしWindプラン第5次基本計画の体系（案）【資料2-3】
 - ⑥ 第5次基本計画の具体的施策（案）【資料2-4】
 - ⑦ 国・県の男女共同参画基本計画の体系【資料2-5】
- (3) 意見書

3 協議の方法

上記協議事項について、添付の「意見書」にご意見を記入いただき、事務局にご返送ください。
ご意見の有無にかかわらずご提出をお願いいたします。

お忙しいところ恐縮ですが、10月18日（月）までにメールまたは同封の返信用封筒によりご提出ください。

いただいたご意見を集約し、市の考え方とともに会議録としてまとめ、ご送付させていただきます。また、市ホームページにも掲載させていただきます。

4 協議事項説明

(1) まえばしWindプラン2014第四次後期計画の総括【資料1-1・1-2】

第四次後期計画の対象年度である平成30年度から令和3年度の4年間の総括として、計画に位置づけた施策について事業担当課の自己評価結果をまとめたものが、【資料1-1 まえばしWindプラン2014第四次後期計画の総括】（以下【資料1-1】という。）の「1 第四次後期計画の進捗の達成度」です。

コロナ禍の影響により令和2年度の実績が例年よりも低下した事業もありますが、全体としては、「B：計画どおり進み、一定の効果があつた」が47事業と最も多くなっています。

各事業の評価の理由については、【資料1-2 第四次後期計画の総括と第5次基本計画への位置づけ】のL～Q列をご参照ください。

(2) 第5次基本計画への位置づけ【資料1-1・1-2】

第四次後期計画に位置づけて取り組んでいる事業について、第5次基本計画への位置づけに関する考え方をまとめたものが、【資料1-1】の「2 第5次基本計画への位置づけ」です。

「A：そのまま継続」が45事業と最も多く、「B：事業内容を見直して継続」が16件、「C：廃止」が14件でした。

※見直したまたは廃止の理由については【資料1-2 第四次後期計画の総括と第5次基本計画への位置づけ】のR～S列をご参照ください。

○ 廃止事業について 【資料1-1】の<廃止予定事業（14事業）>参照

担当課は産業政策課と男女共同参画センターです。

産業政策課の4事業のうち、1つは表彰事業で基準の変化と事業縮小による廃止となっていますが、その他は法律や制度等の情報提供のみの内容であり、効果が明確に図れない等の理由から事業を廃止し、内容を拡充した新規施策に統合するものです。

男女共同参画センターの10事業については、内容が類似する事業への統合（3事業）、情報提供のみの内容のため他の情報提供事業や啓発事業に含めるもの（5事業）、内容を拡充した新規事業に統合するもの（2事業）です。

○ 新規事業について 【資料1-1】の2ページ<新規事業（5事業）>参照

① 各種ハラスメントの防止に向けた周知啓発

これまでは「セクシュアル・ハラスメント相談事業の充実」という施策を位置づけていましたが、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなども含めて「各種ハラスメントの防止」として周知啓発を行います。

② 女性活躍を推進するための支援 / ③ 仕事と家庭の両立のための環境整備

本市では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づいて、「まえばし女性活躍推進計画」を策定しています。この計画に位置づけている「女性の職業生活における活躍を推進するための支援」「仕事と家庭の両立のための環境の整備について」の2つの柱を新規事業として位置づけます。

➤ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

雇用機会の創出や就職支援、キャリアアップ支援、ハローワーク等の各団体との連携等により、女性が意欲と能力に応じた活躍ができるような支援を行います。

➤ 仕事と家庭の両立のための環境の整備について

育児・介護をしながらでも就業できるような支援や、ワークライフバランスの推進によって、多様で柔軟な働き方を可能にし、女性を含めたすべての人が働きやすい環境を整備していきます。

④ DVに関する各種施策と児童虐待防止対策との連携強化

令和元年6月のDV防止法改正を反映し、第5次基本計画に包含する「前橋市DV防止基本計画」の取組の強化として児童虐待防止関係機関との連携強化を図ります。

⑤ 性犯罪・性暴力・ストーカー事案等への対策の推進

令和2年6月に決定された国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、本市における性犯罪等の防止に向けた周知啓発を行うとともに、第四次後期計画に位置づけていた施策の「女性の防御力の向上」の取組を統合します。

※見直した事業内容と新規施策の内容の詳細については、【資料2-4 第5次基本計画の具体的施策（案）】をご参照ください。

○ 第5次基本計画の具体的施策数及び事業数について

【資料1-1】の3ページ<第5次基本計画の具体的施策数及び事業数>に記載のとおり、今回の見直しにより、第5次基本計画では55施策（66事業）を位置づける予定です。

(3) まえばしWindプラン第5次基本計画の体系（案）【資料2-1・2-2・2-3・2-4・2-5】

○ 関係資料の説明

・まえばしWindプラン2014第四次後期計画の体系一覧【資料2-1】

現計画である第四次後期計画の体系一覧です。

・体系の変更（案）【資料2-2】

第四次後期計画と第5次基本計画の体系（案）の変更部分をわかりやすいよう並べて記載しています。

・まえばしWindプラン第5次基本計画の体系（案）【資料2-3】

第5次基本計画の体系（案）です。朱字部分は今回見直して修正した部分です。青字は国・県の男女共同参画基本計画の体系と同じ表記を使用し、黒字部分は第四次後期計画から変更はありません。

今回見直した体系（案）は、令和2年度に国・県が策定した男女共同参画基本計画の体系や方針等との整合を図り、本市の施策との関連性を検討しながら修正しました。

・第5次基本計画の具体的施策（案）【資料2-4】

第5次基本計画に位置づける予定の事業の内容等で、新たな体系（案）の順序で並び変えています。新規事業も記載しています。

・国・県の男女共同参画基本計画の体系【資料2-5】

国・県の男女共同参画基本計画の体系です。今回の見直しの参考としています。

○ 体系（案）の各項目に対する考え方

(1) 基本理念

「まえばし男女共同参画推進条例」第3条に規定する6つの基本理念をこれまでどおり記載しています。今までは基本目標や施策と並記していましたが、上段にまとめました。

(2) 目標

これまでの目標の意義と変わりはありませんが、市民によりわかりやすい表現にしたいと考え、条例の前文を基に、次のとおり変更します。

現計画 **まえばしの男女共同参画社会の実現**（第三次～第四次後期計画まで変更なし）

変更案 **市民一人ひとりが 性別にかかわらずお互いを大切にし 個性を輝かせて
いきいきと暮らせる社会の実現**

(3) **基本方針**

I あらゆる分野における女性の参画拡大

あらゆる分野での女性の積極的な参画拡大に向け、政策・方針決定の場への女性参画や職場における男女共同参画を推進し、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりと意識啓発に取り組みます。

II 安全・安心な暮らしの実現

暴力の根絶、人権及び多様性を尊重する環境づくり、防災分野での男女共同参画など、安全・安心な暮らしの実現に向けた諸課題の解決に取り組みます。

III 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、積極的な情報発信や啓発活動を行うとともに、学校・地域における男女共同参画に関する教育・学習の充実等に取り組みます。

市民意識調査でニーズの高かった子育て支援については、安心して子育てができる環境づくりに努め、高齢者福祉・障害者福祉サービスの充実等についても社会全体で支え合える施策を推進します。

(4) **重点テーマ及び施策の方向性**

1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性参画を拡大するため、女性の登用促進と人材育成を図ります。

- (1) 方針決定の場における女性の登用促進
- (2) 女性リーダーの育成・活用

2 男女が生き生きと働ける環境の向上

職場における男女共同参画の推進や関係法令・制度の情報提供、各種ハラスメント防止のための啓発等を行うとともに、女性活躍を推進する環境づくりを支援します。

- (3) 職場における男女共同参画の推進
- (4) 女性の活躍推進の支援
- (5) 農業・観光分野への男女共同参画の推進

3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力防止に向けた情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など、総合的な支援に取り組みます。また、女性に対するあらゆる暴力をなくすための意識づくりや情報提供に取り組みます。

- (6) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援（前橋市DV防止基本計画）

(7) 女性に対する暴力の根絶

4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり

すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の普及推進に努めるとともに、性的少数者の理解促進を図ります。また、異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進し、国際的な人権意識の向上に努めます。

(8) 人権尊重・性的少数者の理解促進

(9) 多文化共生の促進

5 生涯にわたる健康づくりへの支援

ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。また、母性機能の重要性を伝えながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

(10) ライフステージに応じた健康づくりの推進

6 防災分野における男女共同参画の推進

防災・災害対応において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るため、女性の参画を促進し、男女のニーズの違いに配慮した防災対策を推進します。

(11) 防災・災害対応における男女共同参画の推進

7 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供に取り組みます。また、セミナーや出前講座等の実施により市民の意識啓発の機会を提供します。

(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた働きかけ

8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

子どもを安心して生み育てる環境づくりに向け、各種子育て支援策の充実を図ります。また、家族介護者の負担が軽減されるよう、相談体制の充実や住民の支え合いを推進するとともに、要介護者や障害者の状態に応じた多様なサービスを整備していきます。

(13) 子育て家庭への支援

(14) 介護者への支援

9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実

一人ひとりの子どもが性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう男女平等の視点に立った教育を行います。

また、地域・家庭における男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供します。

(15) 学校教育における男女平等教育・学習の推進

(16) 地域・家庭における男女共同参画の推進

(5) 具体的施策 【資料2-4 第5次基本計画の具体的施策（案）】参照

第5次基本計画に位置づける予定の事業及び新規事業です。

【資料2-4】は第五次基本計画の体系（案）の順序で並び変えて記載しており、新規事業も記載しています。

今後事業担当課と内容や指標等を調整する部分もあるため、現段階での考え方として、参考にご覧ください。